

## 日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案要綱

### 一 趣旨

この法律は、政府が日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）とその株主としての利害関係を有しており、政府において、国民の健康の保持の観点からの製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の更なる引上げに関し検討が十分に進んでいるとはいえない状況にあるとともに、我が国のたばこ関連事業の現状に照らし政府が会社の株式を保有する必要性及び会社を特殊法人として存続させる必要性が低下していることに鑑み、会社の完全民営化（政府の保有する会社の株式の全部を処分するとともに日本たばこ産業株式会社法を廃止することをいう。以下同じ。）に関し講ずべき措置について定め、あわせて、会社の完全民営化を契機とした製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の引上げに関する政府における検討等について定めるものとする。こと。（第1条関係）

### 二 政府保有株式の処分

政府は、この法律の施行後3年以内を目途として、その保有する会社の株式の全部を処分するものとする。こと。（第2条関係）

### 三 日本たばこ産業株式会社法を廃止するための措置

政府は、その保有する会社の株式の全部を処分したときは、日本たばこ産業株式会社法を廃止するための措置を講ずるものとする。こと。（第3条関係）

### 四 たばこ関連事業に係る制度の見直し

政府は、会社の完全民営化が完了した後におけるたばこ関連事業に係る制度について、次の基本的方向で検討を加え、その結果に基づいて、たばこ事業法を改正するための措置その他の必要な措置を三の措置と併せて講ずるものとする。こと。

- ① 製造たばこの原料として国内で生産される葉たばこについて、会社が基本的にその全てを買い入れる仕組みを廃止し、これを買い入れるかどうか及びこれを買い入れる量を、②の移行の後の仕組みの下で製造たばこを製造する者の自由な判断に委ねるものとする。こと。

- ② 会社でなければ製造たばこを製造してはならないとする仕組みは、たばこ税の保全及び製造たばこの品質の確保の観点から適格性を有する者が製造たばこを製造することができる仕組みに移行させること。

(第4条関係)

## 五 たばこ耕作者に対する措置

- 1 政府は、四①に関連する措置の実施が会社に製造たばこの原料としての葉たばこを売り渡す目的をもって国内でたばこを耕作してきた者に及ぼす経済的な影響の緩和を図るため、これらの者に対し、たばこの耕作の事業を廃止し又は縮小した場合におけるこれによる収入の減少を補填するための措置、たばこ以外の農作物の耕作への転換を支援するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。 (第5条第1項関係)
- 2 1の収入の減少を補填するための措置を講ずる場合においては、当該措置が講ぜられる期間は、会社の完全民営化が完了した後おおむね5年を超えないものとする。 (第5条第2項関係)
- 3 1により講ぜられる措置に要する費用の財源は、政府の保有する会社の株式の処分による収入を活用して、確保するものとする。 (第5条第3項関係)

(第5条第3項関係)

## 六 製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の引上げに関する検討等

- 1 政府は、会社の完全民営化を契機とし、国民の健康の保持の観点からの製造たばこに係る規制について、国際的な水準を勘案しつつ、これを強化する方向で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (第6条第1項関係)
- 2 政府は、会社の完全民営化を契機とし、たばこ税について、国民の健康の保持の観点から製造たばこの消費の抑制を図るためその税率を引き上げる方向で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (第6条第2項関係)

(第6条第2項関係)

## 七 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。 (附則第1項関係)
- 2 日本たばこ産業株式会社法について、二に伴う所要の改正を行うこと。 (附則第2項関係)

(附則第2項関係)